

令和3年7月6日

総務省 情報流通行政局
情報流通振興課 デジタル企業行動室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ（案）」
に対する意見について

今般、標記とりまとめ案（令和3年6月21日公表）に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	とりまとめ(案) P.18「4—②. 再提供禁止の例外の具体例」	該当箇所にて図示されているスキームは、例えば、A銀行が自ら保有していた口座情報と情報銀行から取得した個人の情報を一つのデータベースに格納し、家計簿アプリ事業者がAPI連携等により当該データベースから情報を取得するという想定したものか。また、A銀行が情報銀行から個人の情報を取得していたが、口座情報に係るデータベースとは別管理としていた場合であって、家計簿事業者がAPI連携等により当該口座情報に係るデータベースから情報を取得するというケースにおいては、仮に当該口座情報に係るデータベースの情報とA銀行が情報銀行から取得した情報に同一内容の情報が含まれていたとしても(例えば、属性情報等)、A銀行から家計簿事業者に連携される情報はあくまでA銀行が元々有していた口座情報と評価できるのであるから、情報銀行に係る規律の対象外であるという理解でよいか。
2	「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.1」(案) P.16「④情報銀行の義務について」、 P.17「⑥責任の範囲について」	原案では、情報銀行に「提供先第三者に対する調査・報告の徴収」権限を付与することが義務付けられている(P.16)が、これは当該当事者間での契約により認められるものであり、個人情報流通の過程で第三者が個人情報を窃取し、それを利活用した場合には対応できない。また、情報銀行の責任範囲としての個人に対する「損害賠償責任」について(P.17)、「提供先第三者に帰責事由があること」等の要件事実や損害額を個人が立証することは、証拠の類型的な偏在状態により、事実上困難である。一方、消費者保護の観点から、情報銀行の社会的信頼性の担保のためには手当てが必要であり、この点、「情報銀行は…個人が信頼できる情報銀行に個人情報の取り扱いを委任することで、個人の情報に対するコントローラビリティを高めることを目的とするものである」(P.16)という趣旨も踏まえると、例えば、個人の情報コントロール権限の存在と内容(例、情報使用の差止請求権限等)を明定した上で、それを個人情報の提供とともに情報銀行に契約上信託譲渡し、情報銀行は受託者としてその権限を行使できる(含、損害額算定の簡便化)ようにするといった枠組みも考え得るのではないか。